

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第66号

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和51年静岡県規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	
---	--

」

を

「

開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	
---	--

」

(注)

理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その理容所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者(以下「譲渡者」という。)の住所を記載し、及びその自署を受けること(当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。)

事 項	変更の有無	備 考
管理理容師の住所又は氏名	有 ・ 無	
構造又は設備の概要	有 ・ 無	
理容師の氏名、登録番号又はその他の従業者の氏名	有 ・ 無	
理容師の伝染性疾病の有無	有 ・ 無	
開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設	有 ・ 無	

されている場合は、当該美容所の名称		
開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	有 ・ 無	

譲渡者	住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

に改め、「診断書」の次に「。ただし、理容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該医師の診断書の添付を省略することができる。」を、「であることを証する書類」の次に「。ただし、理容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。」を加える。

様式第7号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則（昭和51年静岡県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	
---	--

」

を

「

開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	
---	--

」

(注)

美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その美容所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
管理美容師の住所又は氏名	有 ・ 無	
構造又は設備の概要	有 ・ 無	
美容師の氏名、登録番号 又はその他の従業者の氏名	有 ・ 無	
美容師の伝染性疾病の有無	有 ・ 無	
開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	有 ・ 無	
開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	有 ・ 無	

譲 渡 者	住 所 氏 名	（法人にあつては、その主たる事務所の所在地） （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
-------	------------	--

に改め、「診断書」の次に「。ただし、美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該医師の診断書の添付を省略することができる。」を、「であることを証する書類」の次に「。ただし、美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。」を加える。

様式第7号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 クリーニング業法施行細則（平成2年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中（注）を次のように改める。

(注)

1 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

2 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、そのクリーニング所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあっては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
従 業 者 数	有 ・ 無	
クリーニング師の氏名、生年月日、登録番号、住所又は本籍	有 ・ 無	
洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所であること	有 ・ 無	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所であること	有 ・ 無	
構 造 又 は 設 備 の 概 要	有 ・ 無	

譲 渡 者	住 所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
	氏 名	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

様式第1号の2中（注）を次のように改める。

（注）

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その無店舗取次店に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
営 業 区 域	有 ・ 無	
従 事 者 数	有 ・ 無	
クリーニング師の氏名、生年月日、登録番号、住所又は本籍	有 ・ 無	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う無店舗取次店であること	有 ・ 無	
業務用車両の構造の概要	有 ・ 無	

譲 渡 者	住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
-------	--

様式第3号の2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（静岡県食品衛生規則の一部改正）

第4条 静岡県食品衛生規則（平成12年静岡県規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「別紙を添えること。」の次に「ただし、食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。」を、「図面を添えること。」の次に「ただし、食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該図面の添付を省略することができる。」を加え、同様式備考に次のように加える。

- 9 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その営業所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
-----	-------	-----

営業設備の概要	有 ・ 無	
図 面	有 ・ 無	

譲 渡 者	住 所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏 名	〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

様式第5号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の静岡県食品衛生規則の様式により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の静岡県食品衛生規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。